

広島経済大学保護者会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島経済大学保護者会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島経済大学（以下「大学」という。）の学生の保護者と大学教職員の協力により、大学の教育研究及び課外活動を支援するとともに、会員相互の交流を深め、学生の福祉を増進し、より豊かな学生生活を過せるよう援助することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、大学内に置く。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学学生の保護者又は保証人
- (2) 賛助会員 大学教職員

第3章 業務

(業務)

第5条 本会は、その目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 大学教育に関し協力すること。
- (2) 大学施設、設備に対し助成すること。
- (3) 学生の校内外生活に対し支援すること。
- (4) 学生及び保護者に対する慶弔に関すること。
- (5) 教職員に対する謝恩慶弔に関すること。
- (6) 会員相互の親和と研修に関すること。
- (7) その他本会の目的達成のための必要事項。

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長（学園理事長・学長）
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 2人
- (4) 常任委員（各学年次ごとに6人）
- (5) 委員（各学年次ごとに12人）
- (6) 賛助常任委員（部長以上の役職者）
- (7) 監事 2人
- (8) 顧問 若干人

(役員を選任・任期)

第7条 役員は、会員が広域にわたるため、その選任を大学に一任し、名誉会長がこれを委嘱する。任期は1年とし、補欠役員は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、うち1人がその職務を代行する。
- (3) 常任委員及び賛助常任委員は、本会の事業を企画する。
- (4) 委員は、本会の重要案件を審議する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。

(6) 名誉会長及び顧問は、会長の相談に応ずるほか、各種の会合に出席して意見を述べる
ことができる。

第5章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は定期総会及び臨時総会よりなり、次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 前年度の会計報告
- (3) 規約の改正に関する事。
- (4) 年度の事業に関する事。
- (5) 予算審議に関する事。
- (6) その他必要なる事項

2 臨時総会は、必要な緊急問題について審議する。

第11条 役員会は必要に応じてこれを開く。総会を招集することが困難な場合には、役員会をもって代えることができる。

(招集、議長決議)

第12条 すべての会議は、名誉会長と協議連絡の上、会長がこれを招集して、その議長となる。

(会議招集の要求)

第13条 役員3分の1以上が理由を付して会議の招集を要求した場合は、会長において1週間以内に役員会を招集しなければならない。

第6章 会計

(入会金)

第14条 本会の入会金は1,000円とし、入学時納入するものとする。

(会費)

第15条 正会員は会費年額5,000円を納入するものとする。

(減免措置)

第16条 保護者又は保証人を同じくする兄弟姉妹（以下「兄弟姉妹」という。）が在籍中の場合は、減免の申請により、新たに入学した兄弟姉妹の入会金を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、2名以上の兄弟姉妹が同時に入学した場合は、減免の申請により、入会金を1名分とすることができる。

3 兄弟姉妹で2名以上在籍しているときは、減免の申請により、その正会員の会費を1名分とすることができる。

4 前3項に定める減免の申請は、年度毎に、所定の期限までに、所定の様式により申請書を提出しなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項に定める減免措置は、保護者会長が決定する。

(収入)

第17条 本会の経理は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもってそれに充てる。

(会費の納期)

第18条 会費は、前期分授業料納入日までに納付する。ただし、学生が前期を休学して後期に復学する場合は、後期分授業料納入日までに納付する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(監査)

第20条 決算書には、監事が監査の結果を付記し、署名押印しなければならない。

(報告)

第21条 会計報告は、総会において行う。

附 則

この規約は昭和42年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規約は昭和45年4月1日より改正する。
- 2 この規約は昭和45年3月31日現に在学する学生に係る会費は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は昭和46年4月1日より改正する。
- 2 この規約は昭和46年3月31日現に在学する学生に係る会費は、なお従前の例による。

附 則

この規約は昭和56年4月1日より改正する。

附 則

この規約は昭和60年4月1日より改正する。

附 則

この規約は昭和62年4月1日より改正する。

附 則

この規約は平成3年4月1日より改正する。

附 則

この規約は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月22日から施行する。